

運用指針

第2条①-イ

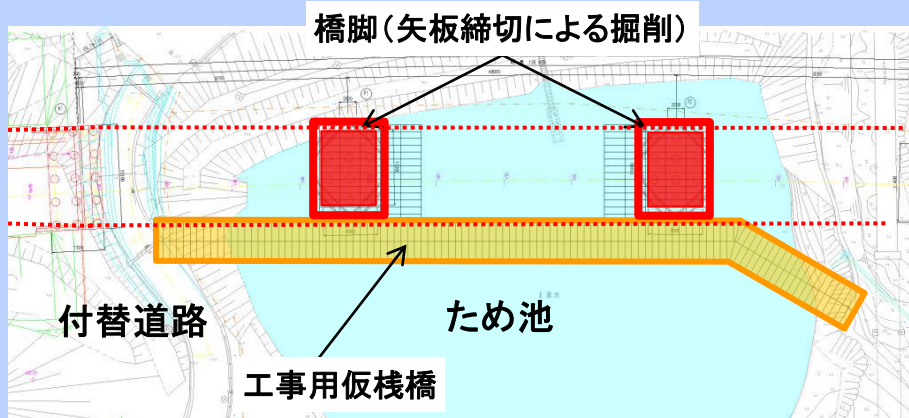
地権者、関係機関などへの提案及び協議

地元との協議による橋梁下部工の施工方法の見直し

(東九州自動車道 苅田北九州空港IC～苅橋IC)

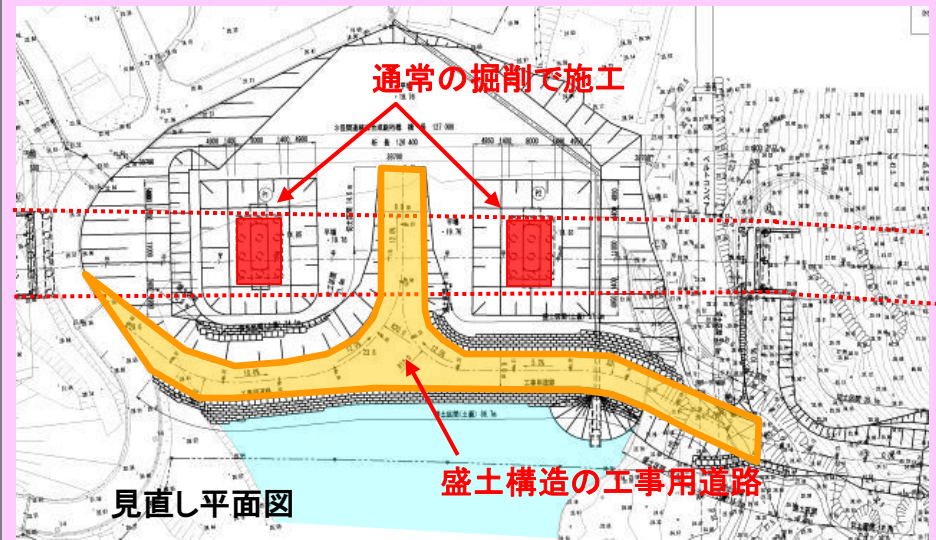
## 当初計画

- ・ため池の現貯水量を極力減らさないで施工するように要望を受ける
- ・工事用棧橋と矢板締切による掘削で施工計画を立案



## 経営努力による変更

- ・現地調査を実施し、耕作地面積から最低限必要な貯水量を確認
- ・工事用道路を盛土構造としても必要貯水量が確保できることを確認
- ・関係者との協議を実施し、了解を得る
- ・盛土構造の工事用道路と通常掘削による施工計画に変更



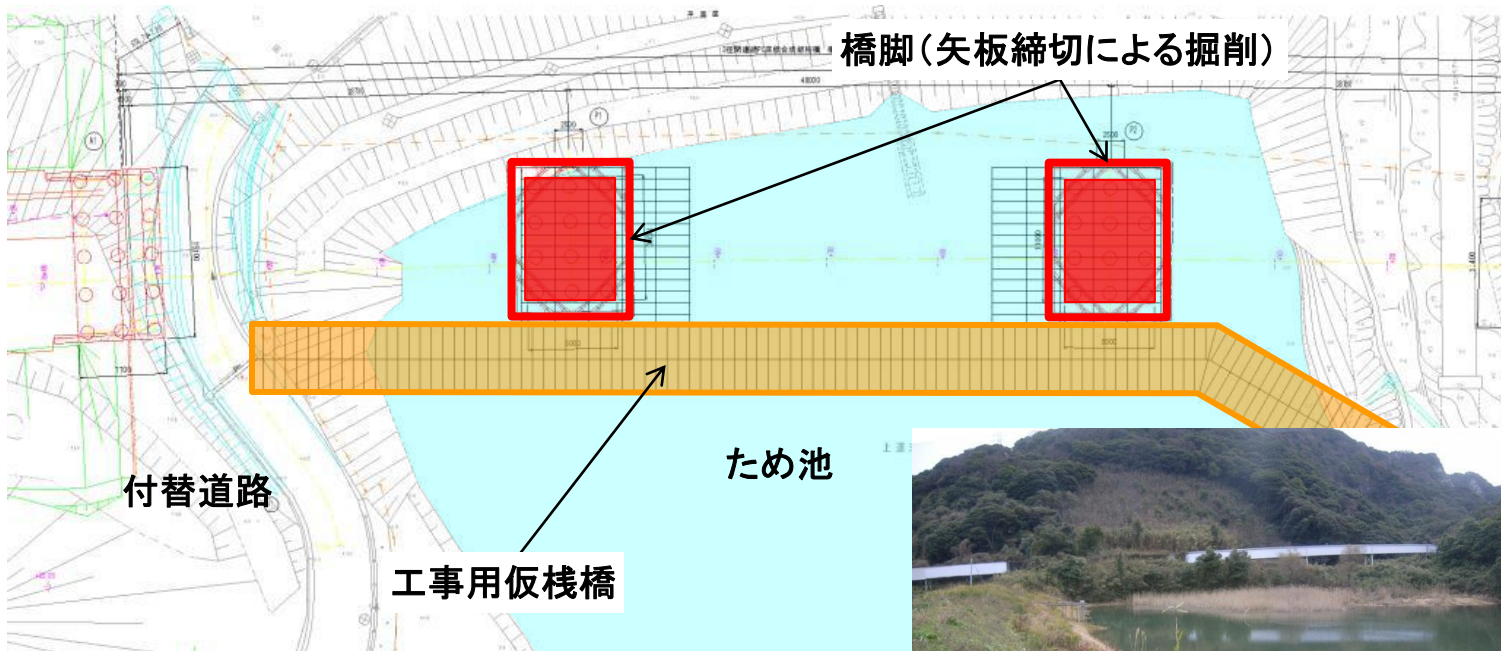
# 東九州自動車道 苅田北九州空港IC～行橋ICの路線概要



- ・東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点として、大分・宮崎・鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る延長約436kmの高速道路
- ・このうち苅田北九州空港IC～行橋IC間は、供用中の北九州JCT～苅田北九州空港ICの延伸区間であり、並行する一般国道10号等と一体的に機能することにより、地域間交通の円滑化に寄与し、効率的で信頼性の高いネットワークの充実を図る区間

## 下部工の施工方法 当初計画

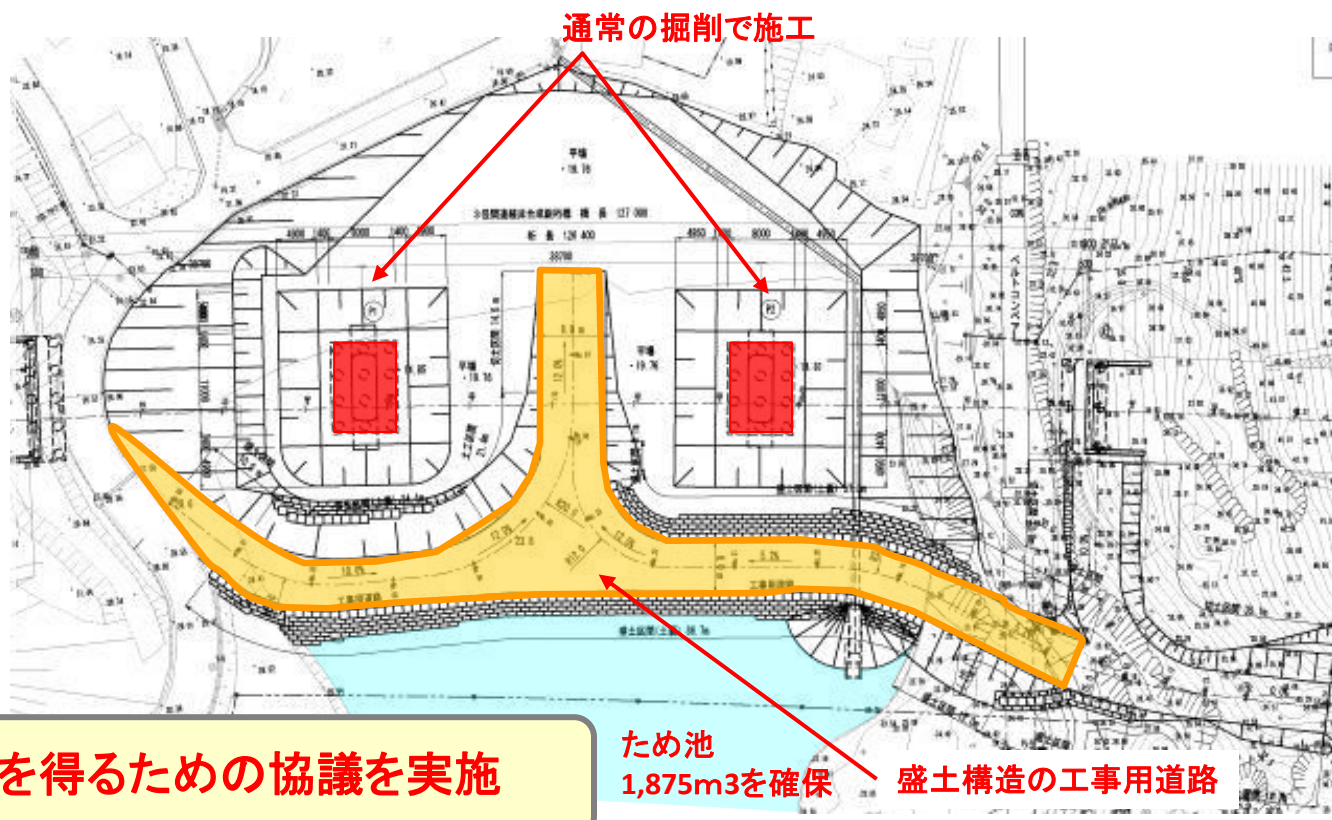
- ・上道池橋はP1、P2橋脚をため池内に構築する計画
- ・橋脚施工にあたっては、ため池の現貯水量(約7,500m<sup>3</sup>)を極力確保するようにため池の管理者から条件提示された
- ・工事用道路は棧橋形式とし、矢板締切を行い橋脚部の掘削を行う施工計画を立案



## 下部工の施工方法の見直し検討

コスト削減を図るため、工事用道路を仮栈橋形式から盛土形式に見直し、併せて矢板締切による掘削から通常の掘削方法に変更することを検討

- ・ため池に流入する水量の調査を実施
- ・ため池の水を利用している耕作地の現地調査を実施し、耕作期間(5月～9月)の必要貯水量を確認
- ・ため池内における施工方法を見直しても耕作等に最低限必要な貯水量(960m<sup>3</sup>)を確保できることを確認



【課題】ため池管理者に了解を得るための協議を実施

ため池  
1,875m<sup>3</sup>を確保  
盛土構造の工事用道路

# 課題への対応

## 【取組内容】ため池管理者との協議を実施

- ・盛土構造としても、耕作等に最低限必要な貯水量は確保できることを粘り強く説明(7回協議)
- ・耕作期に必要な貯水量を確保できるように工事用道路等構築の工程を調整



- ・耕作期に必要な貯水量を確保することで了解を得る

## 【協議経緯】

年月	経緯(協議・現場作業等)	協定・設計
平成17年1月	現水量の確保を条件に施工を計画	橋梁一般図作成
平成18年3月		協定締結(会社・機構)
平成18年8月 ～平成19年2月		ため池内の施工計画変更を検討 ため池の利水状況について調査
平成18年10月 ～平成22年7月	変更計画について地区説明会を開催(計7回) 地元、地区役員会、対策協議会、水利組合に説明	橋梁詳細設計完了
平成22年9月	地区、対策協議会、水利組合、町、NEXCO 5者で設計協議確認書調印	



ため池管理者と協議し同意を得て、橋梁下部工施工方法を見直したことは、  
**会社の主体的な提案及び協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

ため池管理者と協議し、下部工施工方法を見直すことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議